

インドにおける経済特別区(SEZ)開発と その地理的分布に関する予察的考察

佐 藤 裕 哉

目 次

1. はじめに
2. インドにおける SEZ 開発の経緯と概要
3. インド SEZ の分布と地域差
4. おわりに

1. はじめに

1991年の経済自由化以降、工業化によりインド経済が急速に成長していることは論を待たない。工業立地の受け皿として、これまでの工業団地開発とともに、2000年代に入り経済特別区（Special Economic Zone、以下、SEZと略記する）の開発が進められている。2014年に発足したモディ政権はSEZの投資に期待を寄せている（SankeiBiz, 2015年3月6日）。

中央政府と州政府は、SEZ開発を促進するため、様々なインセンティブを用意している。このうち、州政府のインセンティブには地域差がみられ、SEZの開発に影響を及ぼすことがある。例えば、Nokia SEZはタミル・ナードゥ州に開発されたが、開発地域選択の際にマハーラーシュトラ州、ハリヤーナー州と競合した。その際、決め手となったのが、州による優遇であったという（Dutta, 2009）。また、開発にともなう土地収用などの問題もあり、大規模な反対運動も発生している。例えば、ハリヤーナー州グルガオンでは、州政府と財閥ライアンスが共同でSEZを開発する際に、州政府が公共のために利用するという名目で農民から土地を買取ったが、実際に使用するのが民間企業であることが分かり大きな反対運動につながった（森, 2015）。また、同様の反対運動は他地域でも起きている（Sampat, 2008、Vijayabaskar, 2010、佐藤, 2012など）。一方で、直接雇用や間接雇用の増大につながったなど、SEZ開発による効果も指摘されている

（Arunachalam ed., 2009、Bhoopathi, 2014など）。

以上より、これらSEZの実態について把握することを通して、経済開発に伴う地域問題がみえてくる可能性がある。しかし、現状において研究の蓄積は不十分である。そこで、本研究では、まずはインドにおけるSEZ開発の概要を把握し、その地理的分布の特徴を明らかにすることを目的とする。

本稿は、インド商工省が作成するウェブサイトSEZ India¹⁾と既存文献、そして、2015年12月から2016年1月にかけて行った現地調査結果²⁾から構成される。

2. インドにおける SEZ 開発の経緯と概要

ここでは、SEZ IndiaをもとにインドSEZ開発の経緯と概要を示す。インドは、アジアのなかで最も早く輸出加工区（以下、EPZと略記）を設置した国の1つである。1965年にグジャラート州カンドラ（Kandla）にEPZを設置した。その後、中央政府によりカンドラのほか6か所にEPZが設置された（ノイダ、ムンバイ、チェンナイ、コッチ（コーチン）、ヴィジャーカパトナム、ファルタ）（図1）（図2）。

2000年4月に、中央政府はEPZからSEZへの転換を発表した。その目的は、財やサービスの輸出入の拡大、国内外からの投資の促進（投資の受け皿の創出）、インフラや生産能力の向上、他の経済活動への波及効果、雇用創出のためである。この際、中国の経済特区を参考にした（Aggarwal, 2006、Arunachalam ed., 2010）。先述した7か所のEPZをSEZへ転換したうえ、州政府や民間企業によって新たに11のSEZが設置されることとなる。この時に、SEZを開発した民間企業としては、ノキア（スウェーデン）、マヒンドラ（インド）、ウィプロ（インド）などが挙げられる。そして、2005年12月

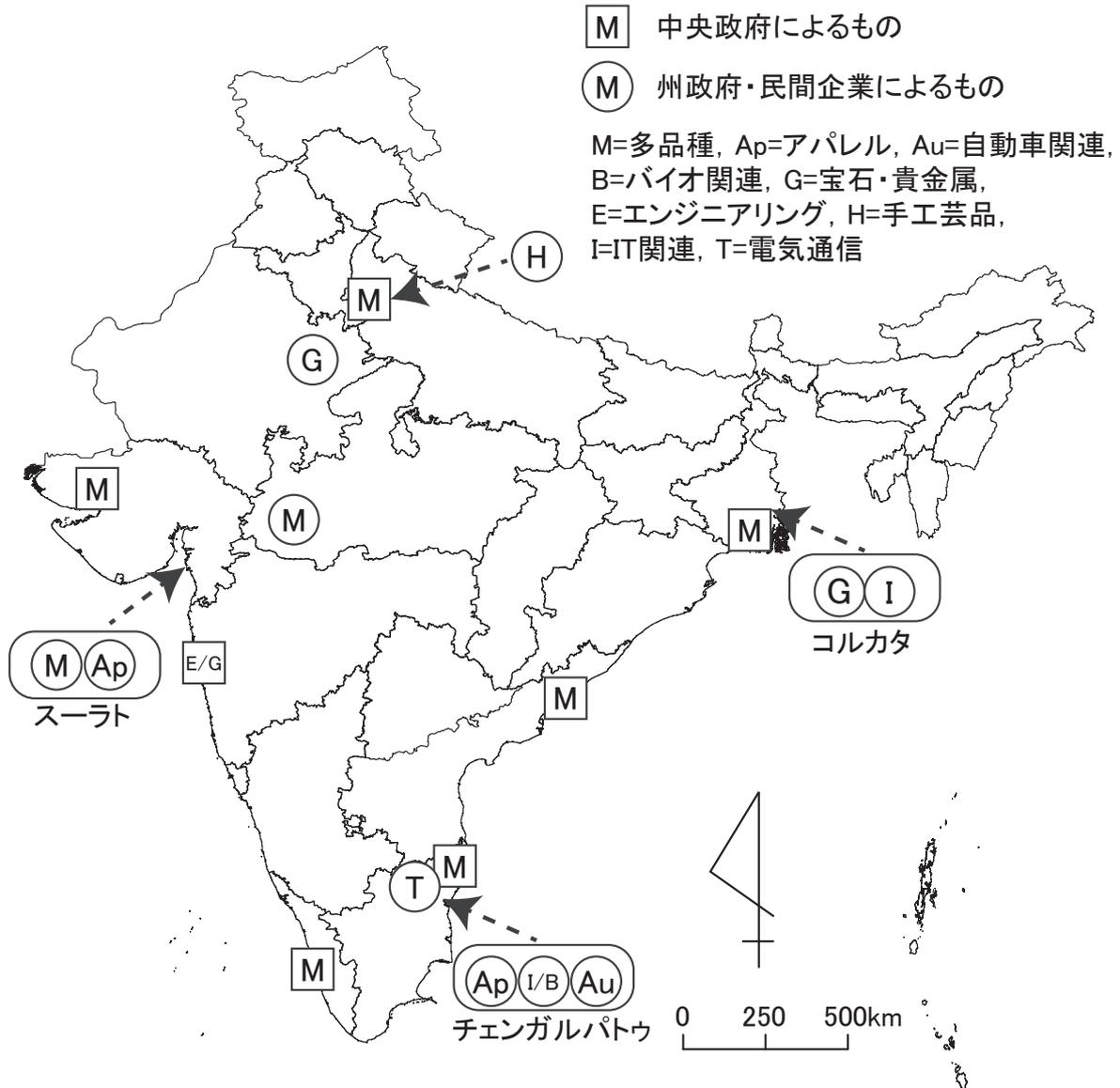


図1 2005年SEZ法成立以前に設置されたSEZ
SEZ Indiaより作成

にSEZ法が成立し、2006年2月に施行された。ここから急速にSEZが開発されていくことになる。なお、SEZ法成立の際には、2007年12月までに1000億ルピー（FDI 250億ルピー含む）の投資と500,000人の直接雇用の創出、を期待していた。

国内外からの投資を引きつけるために、政府（中央・州）は様々なインセンティブを用意している。中央政府が用意しているインセンティブの一部をあげると、SEZ内に立地する工場に対しては、輸入、製品開発のための国内調達を免税、法人税を最初の5年間は100%免除、サービス税の



図2 NoidaSEZの入り口
2016年1月2日撮影

表 1 中央政府による SEZ へのインセンティブ

a. SEZ 内に立地する工場等に対するもの	
税の種類	軽減率など
輸入、製品開発のための国内調達	免税
輸出による法人税	最初の5年間は100%免除 翌5年間は50%免除 翌5年間は輸出利益を再投資することで50%を控除
最低代替税 (minimum alternate tax, MAT)	所得税法115条JBIにもとづき免税
中央売上税	免税
サービス税	免税
その他の優遇: 年間50億USDルまで海外からの借入れを許可	
b. SEZ のディベロッパーに対するもの	
税の種類	軽減率など
SEZ 開発に関わる関税や国内物品税	BOA の承認を得た行為について免税
SEZ 開発に伴う法人税	所得税法80-1条ABIにもとづき15年のうち10年単位で免税
最低代替税	所得税法115条JBIにもとづき免税
配当分配税 (dividend distribution tax, DDT)	所得税法115条OIにもとづき免税
中央売上税	免税
サービス税	免税

SEZ Indiaより作成

免税、などがある。また、SEZ のディベロッパーに対しては、SEZ 開発に関わる関税や国内物品税を免税、SEZ 開発に伴う法人税を10年間免税、などがある(表1)。これらの、インセンティブの影響は大きいようで、2012年、当時のシン政権が税収不足³⁾を補うためSEZ 開発ディベロッパーに最低代替税 (MAT) と配当分配税 (DDT)⁴⁾を課すことを決定すると、57件の開発取り下げがあった。取り下げた企業には、インド最大手の不動産ディベロッパー DLF も含まれている (SankeiBiz, 2015年3月6日)。

SEZ の輸出額の推移については、図3の通りである。2003年度に1,385.4億ルピーだったものが2014年度には46,377.0億ルピーとなっている。比較のために図4としてインドの輸出全体の推移を示す。また、図5は2003年度の値を100としてそれぞれの輸出額の変化を捉えたものである。2008年度以降、SEZ の輸出の成長率が急上昇する。2005年の法律の制定後、SEZ が開発され、工場が創業を始めたからと考えられる。2014年度の値を比較すると、SEZ

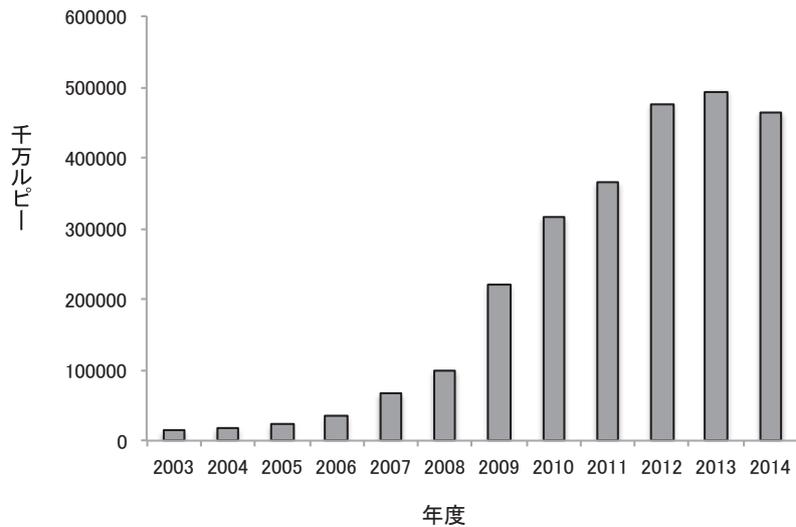


図3 SEZ の輸出額の推移
2003～2004年度はBhoopathi (2014), p.40より、2005年度以降はSEZ Indiaより作成

は3,347に対して、輸出全体は545であり、輸出全体に比べると成長の度合いが高いことが分かる。特に2009年度の成長率は前年度比121%と高い。なお、同年の輸出全体の成長率は前年度比マイナス15%である。しかし、2010年度以降は成長率が鈍化し、2014年度は前年度比マイナス6%とマイナス成長となっている。この年の輸出全体の成長率は前年度比プラス3%である。

雇用創出については、2015年12月31日現在で

1,556,537人であり、うち、SEZ法成立以降に開発されたSEZが1,239,201人で全体の79.6%を占める。インド全体の雇用者数は第66回全国標本調査(NSS、2009～2010年)によると4億6500万人であり、それからすると少ないといえる。

申請の仕組みも特徴的である。インドでは企業立地の際に、環境や労務、電力・水の供給などに関して複数の関連省庁の許可が必要となる。しかし、SEZは「single window」という言葉で表されるように、州政府と中央政府の承認委員会(Board of Approval、以下BOAとする)に一元化されている。まず、ディベロッパーは州政府の窓口(これもsingle windowで対応することとされている)へ申請する。州政府は45日以内に中央政府のBOAへ推薦するか、却下する(図6)。そして、BOAが開発を認可するか否かを決定する。なお、BOAのメンバーは、中央政府の場合は複数省庁の関係者(次官補など)19名からなる充て職である。また、この認可は取り消されることもあり⁵⁾、実際に、2015年6月に開発が滞っている22のSEZの認可を取り消した(SankeiBiz、2015年6月29日)。

また、開発の際の最低面積が定められている。入居企業の業種を特定しない多品種(multi-product)の場合は1000ha以上を必要とするが、業種を特定すれば100haで良い。さらにITやバイオなどは10ha(総面積)で良く(表2)、大型の生産設備を必要としないIT関連産業ではオフィスビルがSEZとなる場合がある

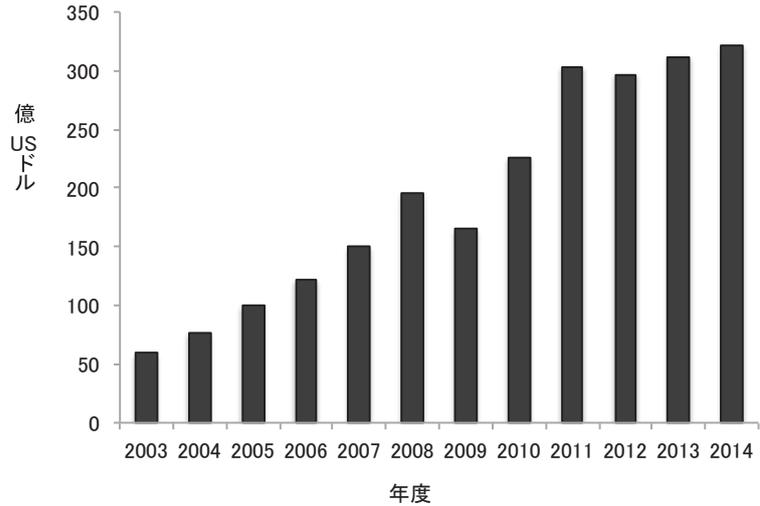


図4 インドの輸出額の推移
Open Government Data (OGD) Platform India より

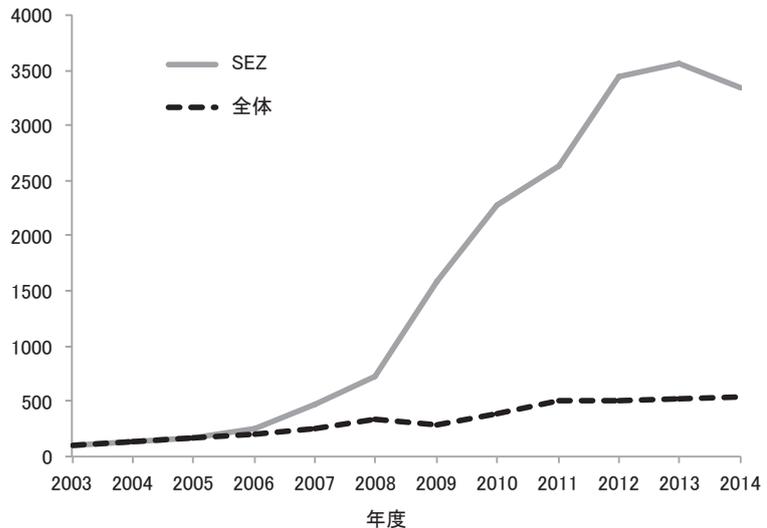
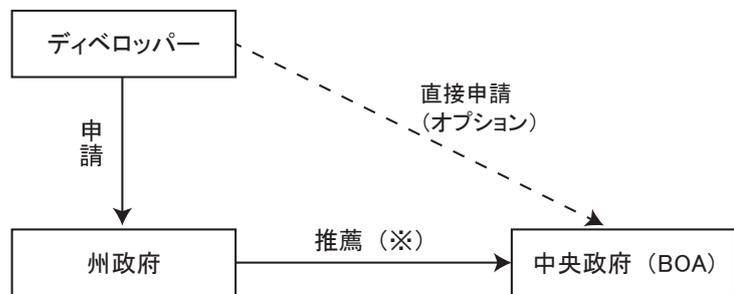


図5 2003年度を100としたSEZからの輸出と輸出全体の推移
図3, 図4より作成



※申請を受け付けてから45日以内に中央政府への推薦か申請の却下かどちらかの判断をする

図6 SEZ申請の仕組み
SEZ India より作成

表 2 SEZ 開発のための最低面積

業種など	最低面積(ha)
多品種	1000
特定産業(下記以外)	100
自由貿易保税倉庫地区(FTWZ)	40
IT/ITES	10
バイオ	10
手工芸品	10
エネルギー(非伝統的なもの)	10
宝石・貴金属	10
SEZ Indiaより	



図 7 IT 関連の SEZ (グルガオン)
2015 年 12 月 29 日撮影

(図 7)。

業種別にみた SEZ 数が表 3 である。認可済みでは、IT 関連が 262 か所で全体の 62.8% を占め、以下、バイオテクノロジー関連が 23 (5.5%)、多品種が 16 (4.6%) と続く。稼働中では、IT 関連が 116 か所 (56.6%) と最も多く、以下、多品種 20 (9.8%)、エンジニアリング 13 (6.3%) と続く。いずれにしても IT 関連が最も多く半数を超えている。これには、先述

した最低面積が影響していると考えられる。また、SEZ 開発は IT 関連産業に牽引されているといえる。

開発主体は主に民間企業である。稼働中の 205 か所の SEZ のうち 162 か所が民間企業によるものである⁶⁾。開発には、DFL やユニテックなどの不動産ディベロッパーのほか、インフォシスやウィプロなどの IT 関連企業、ドクター・レディース・ラボラトリーズやザイダスなどの医薬品企業が携わっている。

3. インド SEZ の分布の特徴と地域差

ここでは、2016 年現在の SEZ の分布の特徴と地域差について把握する。まず、表 4 より州別に認可された SEZ 数をみると、2016 年 7 月時点で旧アーンドラ・プラデーシュ州⁷⁾ 82 か所、カルナータカ州 61 か所、マハーラーシュトラ州 59 か所、の順で多い。一方で、アッサム州やヒマーチャル・プラデ

表 3 業種別にみた SEZ 数

業種	認可済み	割合(%)	稼働中	割合(%)
IT関連	262	62.8	116	56.6
バイオテクノロジー	23	5.5	2	1.0
多品種	19	4.6	20	9.8
医薬品・化学	16	3.8	12	5.9
エンジニアリング	15	3.6	13	6.3
自由貿易保税倉庫地区	10	2.4	3	1.5
その他	72	17.3	39	19.0
合計	417	100	205	100

2016年5月10日現在

稼働中は2005年SEZ法成立以前のものも含む

SEZ Indiaより作成

ーシュ州など 1 か所も認可された SEZ がない州もあり、地域差が明瞭にみられる。次に、現在稼働中の SEZ をディストリクト別に示したものが図 8 である⁸⁾。最も多いのがランガ・レディ (ハイダラーバード郊外) の 19 か所で、以下、ベンガルール 16 か所、プネー 12 か所、カーンチープラム (チェンナイ郊外) 10 か所と続く。これをみると、大都市とその郊外に多い傾向が認められる。先述した通り、開発主体の中心は民間企業であるため、需要、流通、労働力調達など経済の論理が強く働いていると考えられる。工業団地の場合は、州政府が中心となって開発し、地域格差の是正 (絵所・佐藤編, 2014) という要素があり、ここに SEZ と工業団地開発の違いがあるといえる⁹⁾。SEZ の場合においても、州政府が開発するもののなかには州内の中小都市に立地するものがある。

また、分布に南北格差があることが分かり、ベンガルールやハイダラーバードなど IT 関連産業集積

表 4 州別にみた認可済み SEZ 数の推移

州・直轄地	2008年8月	2013年4月	2015年7月	2016年7月	州・直轄地	2008年8月	2013年4月	2015年7月	2016年7月
アーンドラ・プラデーシュ	94	109	78	82	チャンディール	2	2	2	2
アッサム	0	0	0	0	デリー	2	3	2	2
アルナーチャル・プラデーシュ	0	0	0	0	トリプラ	0	0	0	0
アンダマン・ニコバル諸島	0	0	0	0	ナガランド	2	2	2	2
ウッターール・プラデーシュ	29	34	22	24	西ベンガル	23	20	12	7
ウッタラーカンド	3	2	0	0	ハリヤーナー	42	46	22	23
オリッサ	9	10	8	7	パンジャーブ	8	8	4	5
カルナータカ	48	62	60	61	ビハール	0	0	0	0
グジャラート	45	47	32	31	ヒマーチャル・プラデーシュ	0	0	0	0
ケーララ	16	29	32	29	ボンディシエリー	1	1	1	1
ゴア	7	7	7	7	マディヤ・プラデーシュ	13	19	12	9
シッキム	0	0	0	0	マニプル	0	0	1	1
ジャールカンド	1	1	1	1	マハーラーシュトラ	95	103	60	59
ジャンムー・カシュミール	0	0	0	0	ミゾラム	0	0	0	0
ダドラ・ナガル・ハーヴェーリー	4	2	0	0	メガラヤ	0	0	0	0
ダマン・ディーウ	0	0	0	0	ラージャスターン	8	10	9	9
タミル・ナードゥ	60	69	47	48	ラクシャトウィープ	0	0	0	0
チャットティースガル	1	2	2	2	合計	317	374	289	292

認可済みの数

アーンドラ・プラデーシュは現テランガーナ(2014年6月分割)を含む値
(2015年7月:新AP=30, TG=48, 2016年7月:新AP=29, TG=53)

2008年8月はArunachalam(2010) p.124, 2013年4月はKennedy(2014), p.106, 2015年7月と2016年7月はSEZ Indiaより

地との関連性が見えてくる。先述した通り、SEZの業種としてIT関連が多いことが影響していると考えられる。ハイダラーバードのディベロッパーの認識として、SEZの立地の全般的な傾向として、ITは面積が小さくて済むので大都市に多く立地し、その他の製造関係は工場用地として大規模な土地が必要となるので地方に立地する、という¹⁰⁾。また、南北格差については、Kennedy(2014)も2011年11月のデータに基づいて指摘しており、傾向は変わらない。

次に、SEZ開発の投資先、投資元のOrigin-Destination(OD)マップを示したものが図9である。全体的な動向をみると、大都市から地方都市への流れがみられる。また、隣接する地域への投資が多い。以下、投資元の地域別にみる。デリーは、自地域への投資はなく、隣接するグルガオンが5か所、同じく隣接するゴータム・ブッダ・ナガー(ノイダ、グレートノイダ)が4か所、そしてランガ・レッディが3か所である¹¹⁾(図10)。ムンバイは、自地域への投資が2か所で、プネーが4か所、ジャイプールが3か所、チェンナイ、アウランガバード、ガンディーナガル、サタラがそれぞれ2か所と続く(図11)。ベンガルールは、自地域への投資が13か所と多く、プネーが3か所、マイソール、ハッサン、ランガ・レッディ、エルナクラムがそれぞれ2か所となっている(図12)。チェンナイは、自地域への投資が3か所で、隣接するカーンチープラムが8か所、

エロード、ティルネルヴェーリ、エルナクラムがそれぞれ2か所である(図13)。ハイダラーバードは、自地域への投資が2か所で、隣接するランガ・レッディが9か所、ヴィンジャーカパトナムが8か所となっている(図14)。

デリーやムンバイは全国に投資し、逆に自地域への投資は少ない。この要因の1つとして、DLFなど全国展開する大規模な不動産ディベロッパーの存在が考えられる。一方、ベンガルール、チェンナイ、ハイダラーバードのインド南部の都市は州内¹²⁾、もしくは隣接する州への投資が多い。このことは、楢塚(2015)が指摘する、インド南部では1つの大都市から州内の地方都市への分散、インド北部では州境を超えた分散、というIT産業の地理的分散の動向と整合性がある。

これらの差を生み出す要因の1つとして州による支援の違いが考えられる。表5に、州法などSEZに関連する政策などの整備状況を示した。これを見ると、政策などが整備されているのは12州である。必ずしも政策などが整備されているからといってSEZが多いわけではなく、逆に旧アーンドラ・プラデーシュ州のように州法がなくともSEZが多い州もある。各州の政策などから税制優遇と土地収用についてまとめたものが表6である。細かい条件はそれぞれで異なるが、多くの州で売上税や印紙税、電気税の免税を行っている。また、ハリヤーナー州やマディヤ・プラデーシュ州のように条件を満たせば

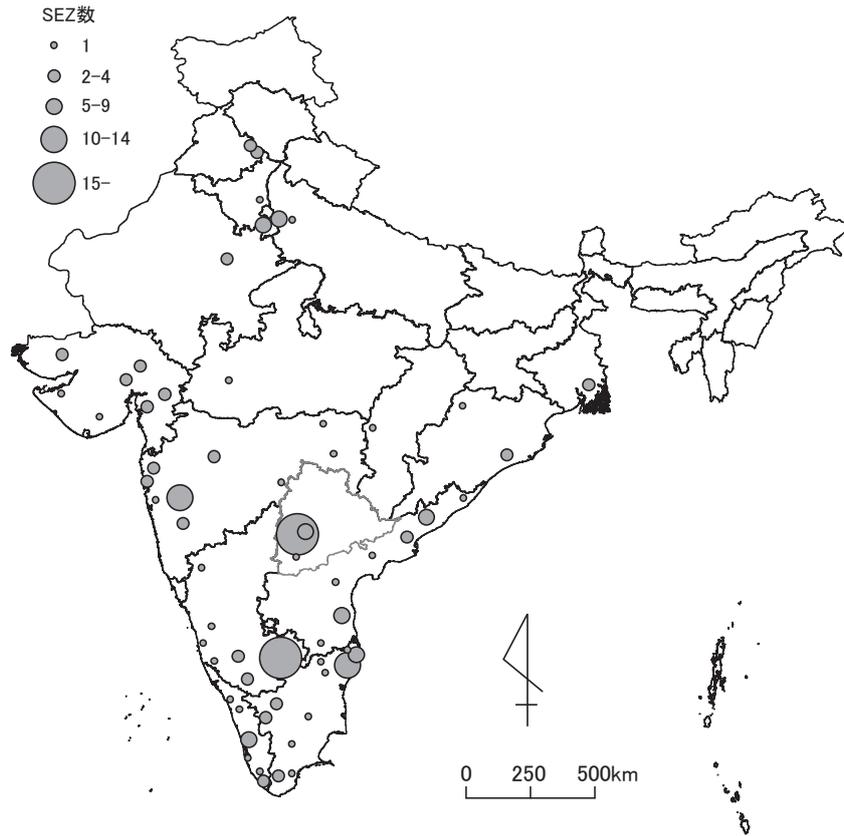


図8 ディストリクト別にみた稼働中SEZ数（2016年7月）
SEZ India より作成

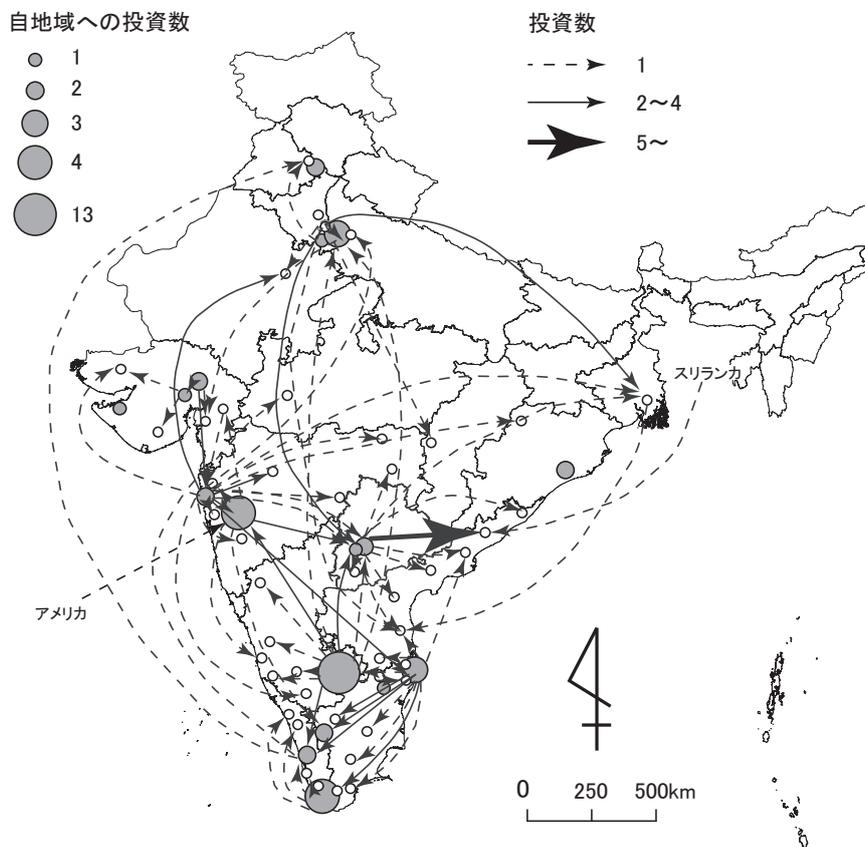


図9 SEZ開発の投資元・投資先地域の関係
SEZ India より作成

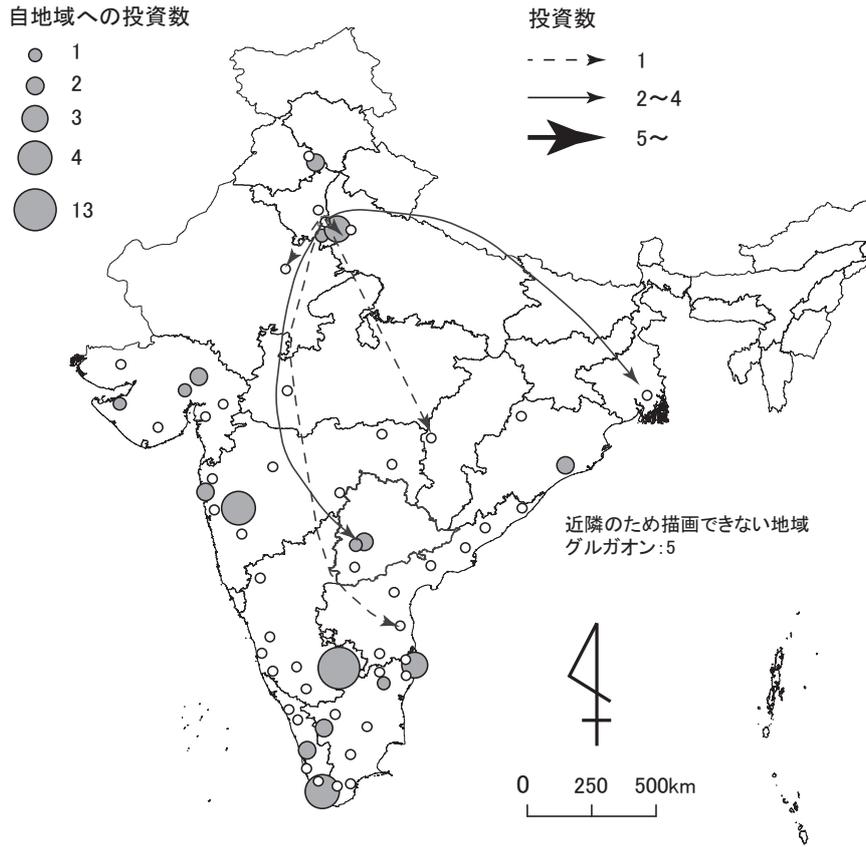


図10 デリーの投資先地域
SEZ India より作成

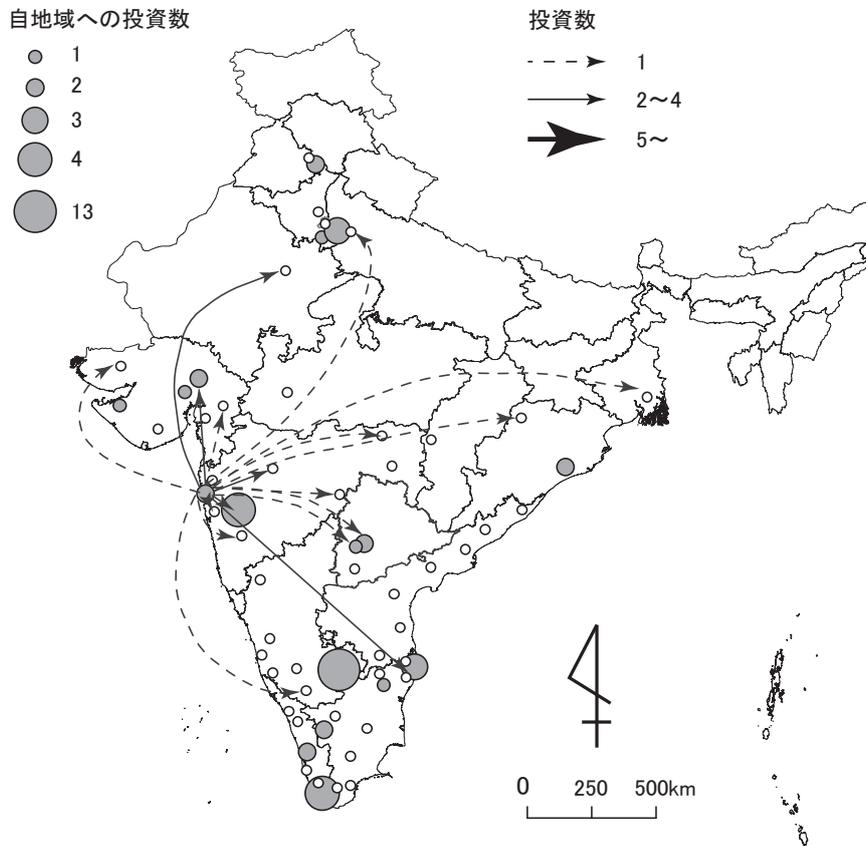


図11 ムンバイの投資先地域
SEZ India より作成

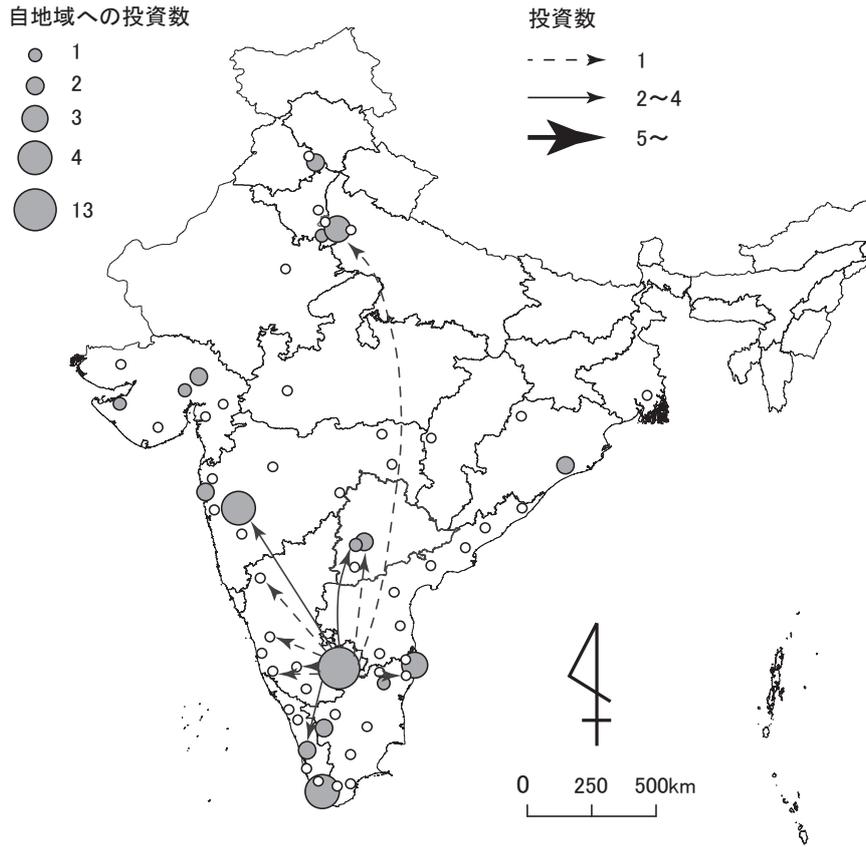


図12 ベンガールの投資先地域
SEZ India より作成

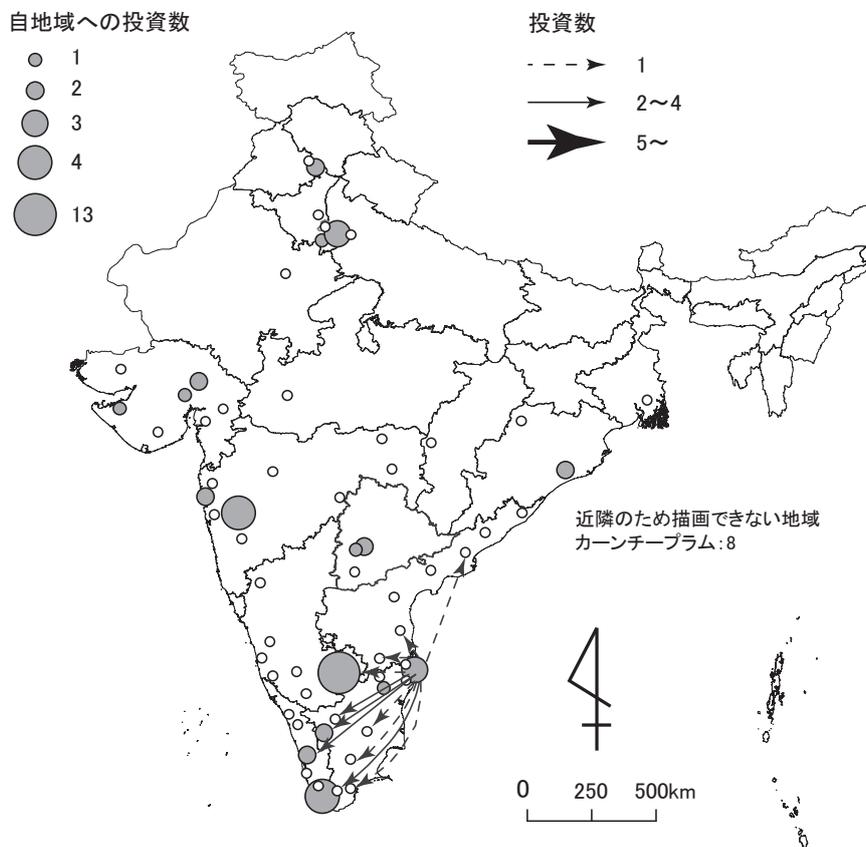


図13 チェンナイの投資先地域
SEZ India より作成

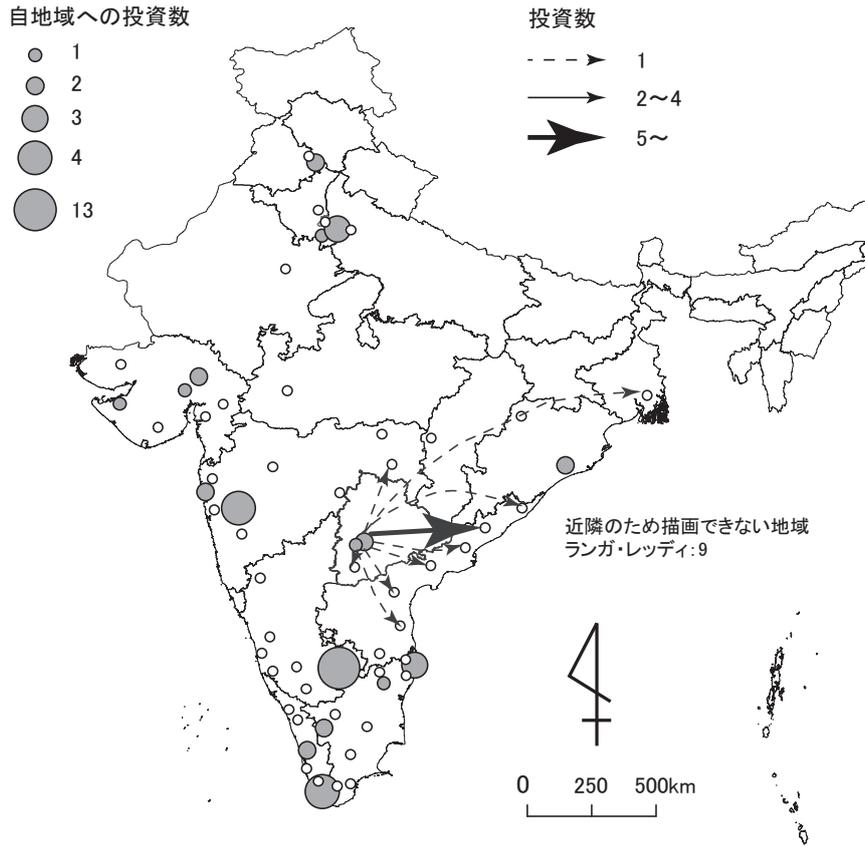


図 14 ハイダラーバードの投資先地域
SEZ India より作成

表 5 州別にみた SEZ 関連政策の整備状況

州・直轄地	Rules	Acts	Policies	州・直轄地	Rules	Acts	Policies
アーンドラ・プラデーシュ				チャンディーガル			○
アッサム				テランガーナー			
アルナーチャル・プラデーシュ				デリー			
アンダマン・ニコバル諸島				トリプラ			
ウッターール・プラデーシュ			○	ナガランド			
ウッタラーカンド				西ベンガル		○	○
オリッサ				ハリヤーナー		○	
カルナータカ			○	パンジャーブ		○	○
グジャラート	○	○		ビハール			
ケーララ			○	ヒマーチャル・プラデーシュ			
ゴア				ポンディシェリー			
シッキム				マディア・プラデーシュ		○	○
ジャールカンド			○	マニプル			
ジャンムー・カシュミール				マハーラーシュトラ			○
ダドラ・ナガル・ハーヴェーリー				ミゾラム			
ダマン・ディーウ				メガラヤ			
タミル・ナードゥ		○		ラージャスターン			
チャットティースガル				ラクシャドウィーブ			

SEZ Indiaより(2016年7月)

表 6 州による税制優遇等の違い

州・直轄地	制定年	売上税	付加価値税	物品税	入埠税	印紙税	登記料	賛沢税	電気税	その他の税	備考
ウタール・プラデーシュ	2007				免税	免税1)	免税		10年間 免税4)	取引高税, マンディ税, 開発税, 地方人頭税	州を3つに区分。カテゴリーA(ノイダ, グレーターノ イダ), B(A以外の州政府による工業開発地域), C(A, B以外の地域), Cの地域でSEZ開発を行う 場合はUPSIDCが土地収用を行う
カルナータカ	2009	免税2)	免税2)		免税2)	D: 免税3), U: 50%3)	免税				共通排水施設を設置する際の補助金
グジャラート	2004	免税		免税	免税2)	免税5)	免税5)	免税	U: 10年間	ガソリン税, 自動車税, 遊興税	U: KGST actで定められているものすべて10年 間免税
ケーララ	?		U: 10年間6)								
ジャールカンド	2003	免税7), 8)	免税7)			50%9), 免税10)	免税10), 50%9)	免税7)	免税	遊興税7)	
タミル・ナードゥ	2005	免税		免税	免税			免税	免税11)	遊興税, 広告税	
チャンディガール	2005	免税	免税		免税			免税	免税	固定資産税	土地収用を直轄州政府が行う
西ベンガル	?(2003)	免税				免税	免税	免税	免税		
ハリヤーナ	?										以下の場合に全ての州税の免除: SEZのすべて の輸出入, SEZ内企業間の財の取引, SEZから DTAへの財・サービスの移出, DTAからSEZへの 財・サービスの移入, SEZの不動産取引の際の印 紙税
ハリヤーナ											以下の場合に全ての州税の免除: SEZの財の輸 出入, SEZ内企業間の財の取引, SEZからDTAへ の財・サービスの移出, DTAからSEZへの財・サー ビスの移入, SEZのデベロップャーやSEZ内の工 場に提供されるサービス, SEZ設立のための土地 購入に関わる印紙税・登記料, SEZ内の不動産取 引・賃貸借に関する印紙税・登記料(ただし最初の 取引のみ), SEZ開業のための土地購入と最初の 土地取引の際の社会保険税
パンジャーブ	2005 (2009)										
マディヤ・プラデーシュ	?(2003)		免税12)	免税12)	免税12)	免税12)	免税12)		免税12)	商業税, 取引高税, マンディ税, 固定資産税12)	SEZ内の取引, DTAからの財やサービスの購入に 関して、すべての州税の免除
マハーラーシュトラ	2001					U: 免税13)	U: 免税13)				

SEZ Indiaより作成

制定年はpolicyの制定年を示す。? は不明, () はactの制定年

注記がなければSEZのデベロップャーとSEZ内の立地企業と双方に対するもの。注記のある場合は、D: デベロップャー、U: 立地企業を示す

DTA = Domestic Tariff Area

1) 最初の取引のみ, 2) DTAからの石油製品の購入, DTAで販売されている商品以外, 3) SEZ開業に関するもので最初の1回に限る, 4) SEZ内で使用される自発発電, または購入電力の売却に伴うもの, 5) SEZ内の土地取引やSEZ内への投資
に関する借り入れに際するもの, 6) 生産開始から, 7) SEZ内の取引, 8) 州内の業者とSEZ内の工場との取引, 9) 土地取得の際(工業利用の土地のみに適用), 10) 資金の借り入れに際するもの, 11) SEZ内で販売・消費される電気のみ, 12) SEZ
内, DTAとの取引, 13) 2006年3月31日まで

すべての州税を免税するところもある。土地収用に關しては、ウッタール・プラデーシュ州では、地域を3つのカテゴリーに区分し、最も工業化が進んでいないCカテゴリーは州開発公社(UPSIDC)が土地収用を行うこと、チャンディール連邦直轄地では土地収用を直轄地政府が行うことが規定されている。

州による直接開発への温度差も考えられる。Bhoopathi (2014) などによると旧アーンドラ・プラデーシュ州は積極的である。現在稼働中の44か所のSEZのうち10か所が州開発公社によるものである。一方で、ノイダやグレートノイダのあるウッタール・プラデーシュ州は州による開発には消極的である(2015年12月のGreater Noida Industrial Development Authorityへの聞き取り調査より)。現在稼働中の9か所のSEZのうち、2005年SEZ法成立以前に開発した1か所を除き、州政府が開発したものはない。

なお、SEZが抱える問題、特に土地収用の問題についてみておく。2013年に成立した新しい土地収用法はSEZ開発を公共目的と位置づけており、それにとともなう反対運動も多い。先述した森(2015)が指摘するグルガオンの例のほか、ハイダラーバードでもハイダラーバード都市開発公社(HMDA)が開発しようとしたSEZは、土地収用の問題から頓挫し、現在、裁判所で係争中である(テランガーナ州開発公社ウェブサイトより)。

また、SEZ内に立地するのはIT関連企業など業務に技術を必要とするため、地域の直接雇用を生まないという事例が報告されている。旧アーンドラ・プラデーシュ州ではSEZ開発にともない農民が土地を失い、SEZ内に立地した企業で働くには技術力がないため雇用を得られず、結果として日雇い労働者となり貧困が拡大した(Bhoopathi, 2014)。

4. おわりに

本稿は、インドにおけるSEZ開発の概要を把握し、分布の傾向などについて分析した。

SEZは国内外の投資の促進、インフラなどの向上、雇用創出などのために政策的支援のもと開発が進められた。特に2005年のSEZ法成立後、主に民間企業によって多くのSEZが開発され、2016年現

在で205のSEZが稼働している。結果として、輸出額は増加し、雇用も創出している。しかし、近年、その成長に鈍化傾向がみられる。

SEZは、大都市とその郊外に多く分布することが明らかとなった。民間企業による開発が主であるため、需要、流通、労働力調達など経済の論理が強く働いているからといえる。また、インド南部に多いという南北格差がみられること明らかとなった。業種別にみたSEZ開発ではIT関連産業が半数以上を占めていることから、その立地に影響を受けていると考えられる。

投資は、大都市から地方へのパターンがみられた。また、投資元地域別では、デリーやムンバイは広域への投資傾向が、ベンガルール、チェンナイ、ハイダラーバードは州内を中心とした投資傾向がみられた。これについてもIT産業の立地との関連性が考えられる。以上より、インドのSEZ開発はIT関連産業に牽引されており、IT産業の立地を強く反映している。

SZEは「公」の名目で開発されるが、実際は民間企業による営利目的での開発である。そのため、先述の通り大都市郊外に多く立地する。結果として、地域格差を拡大する懸念があるうえ、土地収用をめぐる開発反対運動などを引き起こす可能性がある。一方で、雇用創出(直接雇用・間接雇用)など地域にもたらす経済効果もある。今後、ディベロッパーや立地企業、SEZが立地した地域の調査など現地調査によって実態をより詳細に確認する必要がある。この点については、今後の課題である。

謝 辞

本稿は、科学研究費補助金(「現代インドの経済空間構造とその形成メカニズム」、課題番号:26257012、代表者:友澤和夫)の成果の一部である。なお、内容の一部は経済地理学会西南支部2016年12月例会(於:北九州市立大学)にて発表した。

注

- 1) URL は <http://www.sezindia.nic.in> である。
- 2) 一部に 2016 年 12 月から 2017 年 1 月にかけて行った調査結果も含む。
- 3) インド財務省によると、2004 年から 2010 年間の税制優遇によって 1 兆 7600 億ルピーの歳入減が生じているという (SankeiBiz, 2015 年 3 月 6 日)。
- 4) インドの税制については日本貿易振興機構 (ジェトロ) のウェブサイト参照のこと。 https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/invest_04.html
- 5) Arunachalam ed. (2009) によると、3 年間有効である。
- 6) 国によるものが 8 か所、州政府によるものが 42 か所である。
- 7) 2014 年に新アーンドラ・プラデーシュ州とテランガーナ州となった。旧アーンドラ・プラデーシュ州の州都ハイダラーバードはテランガーナ州の領域にあるため、新アーンドラ・プラデーシュ州の州都は 10 年後を目処に移転予定である。現在は、ハイダラーバードが新しい両州の州都をかねている。
- 8) 2005 年 SEZ 法以降に開設された 187 か所を対象にした。
- 9) ただし、1991 年の経済自由化以降は大都市郊外への立地が多い (岡橋編, 2014)。
- 10) 2016 年 12 月に行った現地調査結果より。
- 11) ここでは、2 か所以上の地域を取り上げている。
- 12) ハイダラーバードについては、旧アーンドラ・プラデーシュ州内。

文献

- 絵所秀紀・佐藤隆広 (2014) : 『経済成長のダイナミズム 激動のインド第 3 巻』日本経済評論社。
- 岡橋秀典編 (2014) : 『現代インドにおける地方の発展 ウッタラーカンド州の挑戦』海青社。

- 鍛塚賢太郎 (2015) : ICT サービス産業の大都市集積と地理的な分散。岡橋秀典・友澤和夫編 : 『現代インド 4 台頭する新経済空間』, pp.201-222.
- 佐藤 創 (2012) : インドにおける経済発展と土地収用 - 「開発と土地」問題の再検討に向けて - . アジア経済, 53-4, pp.113-137.
- 森 日出樹 (2015) : 郊外農村の社会経済変動 - デリー近郊グルガオンの一農村の事例から . 岡橋秀典・友澤和夫編 : 『現代インド 4 台頭する新経済空間』, pp.277-299.
- Aggarwal, A. (2006) : Special Economic Zones : Revisiting the Policy Debate. *Economic and Political Weekly*, November 4, 2006.
- Arunachalam, P.ed. (2009) : *Social, Political Economic and Environmental Concerns of Special Economic Zones in India*. Serials Publications.
- Arunachalam, P.ed. (2010) : *Special Economic Zones in India : China's Way of Development*. Serials Publications.
- Bhoopathi, R. (2014) : *Impact and Evaluation of Special Economic Zones : A Study*. Serials Publications.
- Dutta, M. (2009) : Nokia SEZ : Public Price of Success. *Economic and Political Weekly*, October 3, 2009, pp.23-25.
- Kennedy, L. (2014) : *The Politics of Economic Restructuring in India : Economic Governance and State Spatial Rescaling*. Routledge.
- Sampat, P. (2008) : Special Economic Zones in India. *Economic and Political Weekly*, July 12, 2008.
- Vijayabaskar, M. (2010) : Saving Agricultural Labour from Agriculture : SEZs and Politics of Silence in Tamil Nadu. *Economic and Political Weekly*, February 6, 2010.